



# 中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の仲裁規則の 2012年改正について

柴, 裕紅

齋藤, 彰

---

(Citation)

神戸法学年報, 28:43-90

(Issue Date)

2012

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005339>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005339>



# 中国国際経済貿易仲裁委員 (CIETAC) の 仲裁規則の2012年改正について

柴 裕 紅  
齋 藤 彰

1. 2012年CIETAC仲裁規則の改正の背景
  2. 2012年CIETAC仲裁規則の改正ポイントについて
  3. CIETAC及びその分会の管轄についての明確化
  4. 2012年CIETAC仲裁規則の改正の意義
- 〔翻訳〕中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則（2012版）

## 1. 2012年CIETAC仲裁規則の改正の背景

### 改正の時期について

中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission, 以下CIETACと略称）は中国国際商事仲裁に関する中心的な渉外仲裁機関である<sup>(1)</sup>。グローバル化の進展と中国経済の発展に伴い、中国と世界各国との距離はますます縮まりつつある。中国市場と関係のある国際取引紛争は益々増加しており、それと並行して国際商事仲裁業務の市場も拡大しつつある。これは各国の仲裁機関にとって、大きなチャンスともなっている。国際商事仲裁の市場における主導権を獲得するために、各国の仲裁機関の間において競争力はますます激しさを増していくものと思わ

---

(1) 現在、中国は2つの渉外仲裁機関を有する。もう1つは海事事件に関する、1959年に設立された仲裁機関「中国国際海事仲裁委員会（China Maritime Arbitration Commission, 通称CMAC）」である。

れる。これらの仲裁機関は、当事者の新しいニーズに応えるために各自の仲裁規則を改善することが強く求められており、そうした動向は仲裁機関の間における競争の一環でもある。CIETACは、これまで時代の変化に対応して、仲裁規則の改正を行うことを極めて重視してきた<sup>(2)</sup>。今回の仲裁規則の改正については、中国国内の仲裁の増加に対応するとともに、渉外仲裁が一層の進展を示しつつある環境下で、可能な限り多くの仲裁ケースを引き受けることを1つの目的とするものである<sup>(3)</sup>。1995年「仲裁法」が発効してから17年間を経た現在、中国国内の仲裁機関は1995年「仲裁法」の運用によって、国内仲裁環境は大幅に改善されてきたといえる。現在、中国本土には、北京仲裁委員会(Beijing Arbitration Commission, 以下BACと略称)をはじめ二百以上の国内仲裁機関が存在する<sup>(4)</sup>。これらの仲裁機関は、1995年「仲裁法」に基づいて国内事件だけでなく渉外事件をも受理することができるようになった。1995年以来、これらの国内仲裁機関も紛争を処理する経験を蓄積してきた。CIETACが渉外事件を独占的に受理してきた時代はすでに終わりを告げた。こうした状況のなかでCIETACは国内仲裁市場だけではなく国際仲裁市場への発信力をさらに高めることを目的として、中国国際貿易促進委員会(China Council for the Promotion of International Trade, 以下CCPITと略称)、中国国際商会(China Chamber of International Commerce, 以下CCOICと略称)は2012年版の仲裁規則を採択したのである<sup>(5)</sup>。

## CIETACの国際仲裁機関としての重要な役割

1956年以来、CIETACが中国商事仲裁制度の発展を促進してきたことは明らかである。1995年まで、CIETACは中国国内における唯一の国際商事

---

(2) 今回の改正を含めてCIETACの仲裁規則は既に7回の改正をしている。

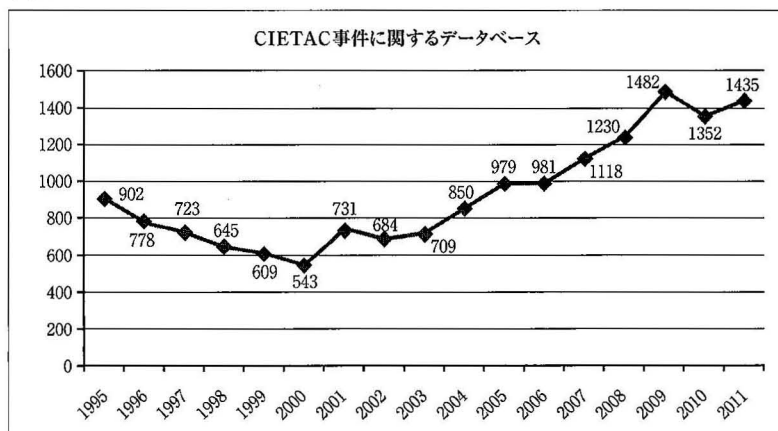
(3) LIU ZHEN, ARBITRATION ALIGNMENT, ALB, 5, 15(2012).

(4) 趙秀文著『国際商事仲裁法原理与案例教程』(法律出版社、2010) 69頁。

(5) CCPITは1952年5月に成立した。1986年6月に、CCPITは中国政府の批准によってCCOICを設立した。事実上、CCPITとCCOICは1つの機関である。

仲裁機関として、中国本土において申し立てられた国際商事仲裁事件の管轄権を独占してきた。1995年からこの独占状態が変化したにもかかわらず、CIETACが受理してきた事件の趨勢から見れば、CIETACは中国仲裁機関の中において相変わらず国際的な紛争解決において中心的な役割を果たしていることが明らかである。

図1 <sup>(6)</sup>



(香港国際仲裁センターHPにより編集)

そしてこれからもCIETACは中国仲裁機関のトップとして中国仲裁に関する法制度をさまざまな側面から改善することが期待される。現在、CIETACは、中国において5ヶ所の分会と25ヶ所の事務所とを有している<sup>(7)</sup>。2012年においてCIETAC内部にトラブルが生じたため、<sup>(8)</sup>2012年8月

(6) 香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Center, 略称 HKIAC) のHPによる以下のアクセス <http://www.hkiac.org/index.php/en/hkiac/statistics> (2012年12月9日最終確認)を参照。

(7) CIETACのHPから以下のアクセス <http://cn.cietac.org/AboutUS/AboutUS5.shtml> (2012年12月9日最終確認)を参照。

(8) CIETACのHPから詳しい情報を参照、このトラブルに関する整理された日本語の論文は、李加弟＝中川裕茂「中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) の上海分会と華南分会への授權取消と契約及び仲裁の実務における今後の影響」、『国際商

1日に、CIETAC本部は上海分会と華南分会への業務授權を中止するという通知を発表した。このトラブルは、CIETACの内部管理体制について歴史的に残されてきた問題であるにもかかわらず、2012年CIETAC仲裁規則の改正によってこの問題がはじめて深刻化したに過ぎないと主張している人が少なくない。つまり、CIETAC内部において利益の均衡がうまく保てなかったからであるとする。確かに、このような問題が生じたことによって、CIETACが機関内部管理体制を曖昧にしてきた現状について自覚する必要があることを示すものであった。CIETACの1993年「章程」第11条及びCIETAC1995年「章程」第9条によると、CIETACの各分会は業務上CIETACからの直接指導権限に服する<sup>(9)</sup>。上海分会と華南分会との両分会はこれらの明確な規定を無視してまでも、2012年においてそれぞれが独立した仲裁機関であると主張する理由は一体どこに存在するのであろうか。やはり、それぞれが利己利益のみしか考えていない。CIETACが受理した涉外事件数に関する統計的な数字を見ることによって、この謎を解明することができるように思われる。具体的には、図2の通りである。

図2 CIETACの涉外事件受理数に関する統計表<sup>(10)</sup>

| 年度   | 北京总会 | 上海分会 | 华南分会<br>天津金融 | 仲裁中心 | 西南分会 | 总计  |
|------|------|------|--------------|------|------|-----|
| 2011 | 237  | 149  | 80           | 4    | 0    | 470 |
| 2010 | 241  | 102  | 70           | 1    | 4    | 418 |
| 2009 | 300  | 167  | 90           | 2    | -    | 559 |
| 2008 | 288  | 152  | 107          | 1    | -    | 548 |
| 2007 | 251  | 106  | 72           | -    | -    | 429 |
| 2006 | 240  | 99   | 103          | -    | -    | 442 |
| 2005 |      |      |              | -    | -    | 427 |
| 2004 | 288  | 88   | 86           | -    | -    | 462 |
| 2003 | 254  | 82   | 82           | -    | -    | 422 |
| 2002 | 300  | 87   | 81           | -    | -    | 468 |
| 2001 | 335  | 117  | 110          | -    | -    | 562 |
| 2000 | 359  | 91   | 93           | -    | -    | 543 |

(CIETACのHPからの情報)

事法務】第40巻10号(2012)である。

(9) この点については、2012年3月1日に発行されたCIETAC「章程」第20条が旧章程に定められた規定と同様である。

(10) 更に詳細な情報については、以下のアクセス <http://cn.cietac.org/AboutUS/AboutUS4Read.asp> (2012年12月9日最終確認)を参照。

この図2によると、近年、中国経済の発展につれ、上海分会と華南分会との事件受理数がCIETACの事件受理数の中で大きな比率を占めていることが分かる。上海分会と華南分会の業務の急速な発展に伴い、CIETACの内部関係に変化が生じてきた。財政及び人事の殆ど<sup>(11)</sup>に関して独立性を持つ上海分会と華南分会は、それぞれの利益を確保するために、1954年5月6日に國務院（当時の政務院）第215回政務會議で採択された「中央人民政府政務院関与在中国国際貿易促進委員会内設立对外贸易仲裁委員会的決定」（以下「決定」を呼ぶ）<sup>(12)</sup> 第12条だけでなく、1995年「仲裁法」第10条<sup>(13)</sup> 及び第66条<sup>(14)</sup> を無視した上で、自分が独立仲裁機関であると主張している。現状において、このCIETAC内部のトラブルについて明確な解決はなされておらず、仲裁の実務における混乱を生じる結果を招くことは避けられないものとなっている。この問題を解決するには、まず、CIETAC内部において決着がつけられる必要がある。もしCIETACの内部で解決できない場合には、1995年「仲裁法」第10条及び第66条に基づいてこの問題を解決するのが、明確で有効な方法であると考えられる。

国際的に重要な仲裁機関が受理した事件数の統計データからみると、CIETACはこれらの中で極めて重要な地位を占めている（図3）。CIETACは国際紛争解決における中国の窓口として、世界と繋がっていくことが大いに期待される。

---

(11) CIETAC1995年「章程」第10条によると、CIETACがその分会に副主任1名を委任することができる。

(12) 中国国際経済貿易仲裁委員会編『中国国際経済貿易仲裁委員会管轄権決定選編』（中国商業出版社、2004）535頁。

(13) 1995年「仲裁法」第10条「仲裁委員会は、直轄市及び省、自治区の人民政府所在地の市に設置することができ、また、各レベルの行政区画ごとに設置することをしてし、必要に応じてその他の区を設けている市に設置することができる。前項に規定する市の人民政府は、関係部門及び商會とともに統一的に仲裁機関を設置する。仲裁委員会の設置は、省、自治区、直轄市の司法行政部門に登録しなければならない。」と規定している。

(14) 1995年「仲裁法」第66条は、「涉外仲裁委員会は、中国国際商會が設置することができる。」と規定している。

図3 世界主要仲裁機関による国際渉外事件受理数に関する統計表<sup>(15)</sup>

## NUMBER OF INTERNATIONAL CASES ADMINISTERED BY ARBITRAL INSTITUTIONS

| Arbitral Institution        | Yr 2000 | Yr 2001 | Yr 2002 | Yr 2003 | Yr 2004 | Yr 2005 | Yr 2006 | Yr 2007 | Yr 2008 | Yr 2009 | Yr 2010 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| AAA-ICDR (USA)              | 510     | 649     | 672     | 646     | 614     | 580     | 586     | 621     | 703     | 836     | 888     |
| ICC <sup>^</sup>            | 541     | 566     | 593     | 580     | 561     | 521     | 593     | 599     | 663     | 817     | 793     |
| CIETAC (China)              | 543     | 562     | 468     | 422     | 461     | 427     | 442     | 429     | 548     | 560     | 418     |
| LCIA (UK)                   | 87      | 71      | 88      | 104     | 87      | 118     | 133     | 137     | 213     | 272     | 237     |
| SIAC (Singapore)            | 37      | 39      | 34      | 23      | 39      | 29      | 47      | 55      | 71      | 114     | 140     |
| SCC (Sweden)                | 66      | 68      | 50      | 77      | 45      | 53      | 64      | 81      | 74      | 96      | 91      |
| KCAB (South Korea)          | 40      | 65      | 47      | 38      | 46      | 53      | 47      | 59      | 47      | 78      | 52      |
| VIAC (Vietnam)              | 23      | 16      | 19      | 16      | 32      | 22      | 23      | 21      | 26      | 25      | 37      |
| BAC (China)                 | 11      | 20      | 19      | 33      | 30      | 53      | 53      | 37      | 59      | 72      | 32      |
| JCAA (Japan)                | 8       | 16      | 8       | 14      | 15      | 9       | 11      | 15      | 12      | 17      | 26      |
| HKIAC <sup>*^</sup> (China) | NA      | NA      | NA      | NA      | NA      | NA      | NA      | NA      | NA      | 29      | 16      |
| PDR (Philippines)           | 0       | 1       | 2       | 0       | 0       | 0       | 1       | 1       | 0       | 4       | 1       |
| KLRCA (Malaysia)            | 20      | 3       | 3       | 5       | 3       | 7       | 1       | 2       | 8       | #       | #       |
| BCICAC (Canada)             | 3       | 4       | 4       | 4       | 4       | 2       | 5       | 3       | #       | #       | #       |

Notes:

All statistics published here have been obtained from the respective institutions named.

<sup>^</sup> The ICC International Court of Arbitration does not maintain separate statistics for international and French domestic cases administered by them.

# The statistics from these institutions are not available yet.

<sup>\*</sup> HKIAC does not distinguish cases administered by them and those that they only provide physical services for. HKIAC starts administering cases from 2009 onwards.2. 2012年CIETAC仲裁規則の改正ポイントについて<sup>(16)</sup>

今回の改正のポイントとしては主に以下の点が注目されている。具体的な説明は次の通りである。

(15) シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Center, 略称SIAC) のHPによる以下のURL: [http://www.siac.org.sg/index.php?option=com\\_content&view=article&id=339&Itemid=73](http://www.siac.org.sg/index.php?option=com_content&view=article&id=339&Itemid=73) (2012年12月9日最終確認) を参照。

(16) この部分に関しては、CIETAC国際部部長王洁氏から関連する重要な情報を収集することができたうえで完成したものである。

## 2.1 当事者自治の最大限の尊重

2012年CIETAC仲裁規則において、この点が次の4つ条文の内容に反映されている。

第1に、仲裁地と仲裁言語である。まず、当事者が仲裁地を合意していない場合には、2005年CIETAC仲裁規則第31条第2項によると、仲裁委員会又はその分会の所在地が仲裁地となる。これに対して、2012年CIETAC仲裁規則第7条第2項でも、事件を管理する仲裁委員会又はその分会/センターの所在地を仲裁地とする点は2005年CIETAC仲裁規則の内容と基本的には同様であるが、仲裁委員会が具体的な事件の状況に応じて一定の裁量権をもつことを認め、その他の場所を仲裁地として定めることができる。次に、当事者が仲裁言語を合意していない場合には、2005年CIETAC仲裁規則第67条第1項によると、仲裁手続に関する正式言語は中国語に限定されていた。しかし2012年CIETAC仲裁規則第71条第1項では、中国語を仲裁言語とする同時に、仲裁委員会に一定の裁量権限を認め、その他の言語を仲裁言語と確定することもできるようになった。

第2に、仲裁人を指定するための新基準である。新設された2012年CIETAC仲裁規則第28条によると、仲裁委员会主任は、仲裁規則に規定された内容に従って仲裁人を指定する場合に、紛争に適用される法律、仲裁地、仲裁言語、当事者の国籍及び仲裁委员会主任が考慮すべきであると考えられるその他の要素を考慮しなければならない。

第3に、準拠法の決定についてである。2012年CIETAC仲裁規則第47条第2項は「当事者が事件の実体判断に適用される法について合意した場合、その合意に従う。当事者による合意がない場合又は合意が強行法規と抵触する場合には、仲裁廷は事件の実体判断に適用される法を決定する」とする新規定を設けている。

第4に、仲裁文書の提出及び交換についてである。この点について2012年CIETAC仲裁規則第18条が新設されている。18条第1項によると、当事者は仲裁文書を仲裁委員会秘書局に提出しなければならない。そして第2項

によると、仲裁手続中に送付又は転送する必要のある仲裁文書は、仲裁委員会秘書局が仲裁廷及び当事者に送付又は転送することが原則とされる。しかし、当事者間に別段の合意があり、かつ仲裁廷の許可がある場合又は仲裁廷に別段の決定がある場合はこの限りではないとされている。

## 2.2 手続における改善

仲裁手続に関する改善は、今回の仲裁規則改正の核となるものである。2012年CIETAC仲裁規則は、主として以下の諸点について改善をもたらしている。

- 1) 仲裁合意の形式に関して、2012年CIETAC仲裁規則第5条第3項は、仲裁合意の準拠法において仲裁合意の形式及び効力について定めがある場合には、それに従うという規定を新設した<sup>(17)</sup>。
- 2) 簡易手続の金額基準について、2012年CIETAC仲裁規則第54条第1項は、簡易手続の金額基準について50万人民元を200万人民元に変更した<sup>(18)</sup>。これは、紛争処理のコストと仲裁の効率性からみると大きな意味があると思われる。簡易手続は通常の手続より仲裁人の選任や審理時間などについてかなりメリットがある。しかも、当事者が簡易手続を利用したくない場合には、その旨の合意をすればよい。ここで最も重要なのは、こうした改正が当事者の利益を守ることにある。通常の手続における、事件の管理費及び仲裁人の費用はかなりの金額となる。仲裁費用は紛争金額により決められる。紛争金額が小さな事件においても紛争金額の大きな事件と同じ通常の手続に従わなければな

---

(17) 2012年CIETAC第5条3項は仲裁合意の準拠法に関する規定ではなく、仲裁合意の形式についての規定である。その一方、同項が仲裁合意の準拠法に関する規定であると主張する観点もある。(住田尚之＝韓輝「中国国際経済貿易仲裁委員会規則(CIETAC規則)の改正(上)」JCAジャーナル59巻6号(2012)4頁)。

(18) 実は、2012年2月下旬、CIETAC国際部の部長王浩が神戸大学に訪問した。王部長から近年CIETACが受理された事件の中で紛争金額が50万～200万人民元の事件が少なくないという指摘をもらう。

らないとすれば、仲裁機関や仲裁人の紛争解決能力を十分に発揮させることができない。結局、当事者の利益を損なうことになると考えられる。

- 3) 仲裁手続停止が2012年CIETAC仲裁規則第43条において新設された。この規定は、仲裁手続の柔軟性を高めるために定められたものと思われる。仲裁手続停止に関して、具体的にどのような条件を満たす場合にこれを認めるかについて明確な規定は存在していない。そのために2012年民訴法修正案第150条<sup>(19)</sup>の規定を参照することができるのではないかと考えられる。
- 4) 仲裁手続の併合に関する規定が、2012年CIETAC仲裁規則第17条によって新設された。この規定は、仲裁手続の迅速性を高めるために定められたものと思われる。この規定において、手続を併合することができるか否かを前提として、当事者の合意が必要とされるが、それは仲裁の本質と一致しているものと思われる。
- 5) さらに2012年CIETAC仲裁規則第4条第3項は、他の仲裁規則の適用に関する規定を一層明確なものとした。2005年CIETAC仲裁規則第4条2項においてこの規定が新設された。2012年CIETAC仲裁規則第4条第3項では、「当事者が他の仲裁規則を適用することに合意した場合、仲裁委員会は、その関連する管理職責を履行する」という規定が追加された。しかし中国法における特殊な事情の下では、当事者が中国本土において仲裁判断の承認及び執行を求める事件につい

---

(19) 2012年民訴法修正案第150条は、「次に掲げる事由のいずれかに満たす場合には、訴訟を停止する。(一)一方の当事者が死亡し、相続人が訴訟に参加するか否かの表明を待つ必要があること；(二)一方の当事者が訴訟能力を喪失し、かつその法定代理人が確定されていないこと；(三)一方の当事者である法人又はその他の組織を解散し、引き続き権利義務をする承継人が確定していないこと；(四)一方の当事者が不可抗力により、訴訟に参加することができないこと；(五)本件が別の事件の審理結果に基づいて審理する際には、当該事件の審理がまだ終審していないこと；(六)その他訴訟を停止すべき事由があること。訴訟の停止に関する原因が解消した後は、訴訟を再開する。」と規定している。

ては、この規定を慎重に扱うべき方針が採られていると考えられている。

- 6) 保全及び暫定措置について、2012年CIETAC仲裁規則第21条第2項は、2005年CIETAC仲裁規則第17条、第18条の規定を維持した上で、新規定が定められた。2012年CIETAC仲裁規則は、「暫定措置」に関する規定を採用し、一方の当事者の申立てによって、仲裁廷は準拠法に従い、必要又は適当とされる暫定措置をとることを決定する権限を有すると定めている。この規定は、前述の5)の他の仲裁規則の適用に関する2012年CIETAC仲裁規則第4条第3項と合わせて用いるべき規定になると思われる。例えば当事者は、UNCITRAL仲裁規則を適用することを合意をした場合に、UNCITRAL仲裁規則に従い、仲裁手続の準拠法の強行規定と抵触しない場合には、仲裁廷がその暫定措置をとることができると考えられる。しかしここで注意すべき問題は、前述の5)のところで指摘したことと同様である。中国の司法制度において、保全処分に関する権限は最高人民法院しか有していないからである。
- 7) 仲裁合意および管轄権に対する異議の制度が、2012年CIETAC仲裁規則第6条第3項及び第7項によって、新規定として追加された。1995年「仲裁法」は仲裁廷が自分の管轄権を決定する権限(competence-competence)についての規定が定められていなかった。1995年「仲裁法」第20条によると、仲裁委員会あるいは人民法院は仲裁合意の有効性について判断する権利を有する。これは中国の特有の規定である。CIETAC仲裁規則は、2005年にCIETACが仲裁規則の改正を行うまでは、1995年「仲裁法」第20条の規定をずっと維持してきた。このため2005年以前のCIETAC仲裁規則の姿勢に対して、国際仲裁業界からの批判的な声が多く、CIETAC仲裁の公平性に関する疑問さえ生じた。そして、国際仲裁業界からCIETAC仲裁の行政的な色合いに対する不信感も強く存在した。これらの背景の

下で、2005年CIETAC仲裁規則第6条では、必要がある場合には、この権限を仲裁委員会から仲裁廷に授権することができるとした。2012年CIETAC仲裁規則はこの成果を維持した上で、さらに実務的に運用しやすい規定として明確化した。これが2012年CIETAC仲裁規則第6条第3項及び第7項の規定である。こうした改正により、グローバル・スタンダードへとさらに接近しようとする積極的な姿勢が、国際仲裁業界にも評価されつつある。

- 8) 仲裁費用について、2012年CIETAC仲裁規則第72条第4項は新規定を設けている。2012年CIETAC仲裁規則第72条第4項によると、当事者が、簡易手続が適用される事件にもかかわらず、仲裁廷として3名の仲裁人を合意し、仲裁をする場合には、仲裁委員会は別途の合理的な費用を当事者から収受することができる。この規定は、仲裁基準額に関する2012年CIETAC仲裁規則第54条第1項の規定と合わせて運用されるべきものと考えられる。少額の事件は、なるべく簡易手続に従って解決することが勧められる。紛争解決に関するコストからみると、2012年CIETAC仲裁規則第54条第1項が執行力を保証することとなる。理論的な面から当事者自治を多少損なう面もあるかも知れないが、実務上は、当事者の利益のために役立つ面もある。
- 9) 複数当事者が関与する事件における仲裁廷の構成のルールが、2012年CIETAC仲裁規則第27条第3項において一部変更された。2005年CIETAC仲裁規則第24条第2項によると、仲裁規則に従って仲裁人を決めることができない場合には、仲裁委員会の主任が指定することになる。2012年CIETAC仲裁規則第27条第3項では、このような場合には、仲裁委員会の主任が仲裁廷の3名の仲裁人を指定し、かつ、その3名の仲裁人の中から首席仲裁人を担当する仲裁人1名を確定すると定める。この改正は、仲裁の迅速性を促進する意味を有するものと思われる。
- 10) 仲裁と調停との結合について、2012年CIETAC仲裁規則第45条5

項及び8項が従来の規定に変更を加えた。仲裁と調停との結合は、CIETAC仲裁の特徴の1つである。国際商事仲裁業界において、仲裁と調停との結合は中国語では「東方経験」と呼ばれている。近年、中国国内では、紛争解決の多様化が徐々に注目されはじめている。特に調停の有する社会協調的な性質が強調されてきている<sup>(20)</sup>。2012年CIETAC仲裁規則の改正は、さらに柔軟性を重視した上で、当事者のニーズに応じて仲裁と調停との結合を促進する規定として改善されてきている。

### 3. CIETAC及びその分会の管轄についての明確化

この点に関して、2012年CIETAC仲裁規則第2条第6項と2005年CIETAC仲裁規則第2条第8項とを比較することによって、その違いを明らかにする。2005年CIETAC仲裁規則第2条第8項によると、当事者が合意によって当該紛争をCIETAC北京又はその分会において仲裁をすることが決められている。その合意がない場合には、申立人の選択により、最初を選択する場所において仲裁をすることになる。更に争いがある場合には、仲裁委員会が決定権を有する。これに対して、2012年CIETAC仲裁規則第2条第6項によると、当事者は、当該紛争はCIETACか分会かにおいて仲裁をすることを合意することができる。分会において仲裁手続をすることが明確に合意された事件に限って、分会がそれを受理することができる。それ以外の事件はすべてCIETAC北京が受理することになる。確かに、CIETACとその分会における事案に対しての管轄についての明確化が促進されているが、2012年CIETAC仲裁規則第2条第6項が、上述した最近のCIETAC内

---

(20) 2012年4月中旬、中国汕頭大学で「比較視野下的多元紛争解決与法律実務」という国際学会に参加した。この学会では、調停に関する報告が少なかった。その中で、調停の重要性を強調した上で、「無訴訟化社区」モデルを築くべきであるという報告もあった。

## 中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の仲裁規則の2012年改正について

部でのトラブルに関する1つの争点となっている。

また、今回の規則改正に関しても、中国の法制度との関係において大きな限界が存在することが指摘されなければならない。上述の通り2012年CIETAC仲裁規則は、2005年CIETAC仲裁規則と比較すれば、大幅に改正されているが、実際に、中国法における現在の枠組みの下では、いくら改正しても限界がある。すなわち、2012年CIETAC仲裁規則の水準はグローバル・スタンダードと一致するものではなく、単に少し接近したというに留まる。現在仲裁に関する法規制は「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(以下「ニューヨーク条約」)、中国民事訴訟法や1995年「仲裁法」及び関連する司法解釈である。1986年12月2日に、全国人民代表大会常務委員会第18回会議において、ニューヨーク条約に加入することが採択され、1987年1月22日にニューヨーク条約の批准書を提出した。同時にニューヨーク条約の適用についての相互主義と商事留保との留保宣言をした。1987年4月22日、ニューヨーク条約は中国において発効した<sup>(21)</sup>。1991年4月9日に第7届全国人民代表大会第4回会議において「中华人民共和国民事诉讼法」が採択された。そして2007年10月28日に第10届全国人民代表大会常務委員会第30回会議において中国民事訴訟法が修正された。2012年8月31日には第11届全国人民代表大会常務委員会第28回会議において中国民事訴訟法がさらに修正された<sup>(22)</sup>。1995年「仲裁法」が施行された時点から現在まで、「最高人民法院関与適用《仲裁人民共和國仲裁法》若干問題的解釈」(法釈[2006]7号)が2006年9月8日に施行された。これらの法規制の下で、アドホック仲裁や保全措置などの問題について、仲裁規則の中でグローバル・スタンダードに追いつくことは不可能である。例えば、保全に関する問題は、2012年中国民事訴訟法修正案が採択されるに当たり大きな期待が寄せられていたにもかかわらず、根本的な改正は行われていない。保全

(21) 中国国際経済貿易仲裁委員会編『《紐約公約》与國際商事仲裁的司法实践』(法律出版社 2010)1頁。

(22) 「中華人民共和國民事訴訟法」(中国法制出版社 2012)1頁。

措置に関する権限については、相変わらず人民法院が有するというのが現状である。しかし、2012年中国民事訴訟法修正案第101条<sup>(23)</sup>によると、提訴あるいは仲裁が申し立てられる前でも、関係する人民法院に保全請求を求めることができる。この規定は、仲裁を支持する姿勢を示すものといえるかもしれない。アドホック仲裁は中国においては、法的な根拠を有していない。CIETAC仲裁規則がグローバル・スタンダードに追いつくためには、1995年「仲裁法」改正することが前提となる。

#### 4. 2012年CIETAC仲裁規則の改正の意義

2012年CIETAC仲裁規則の改正の意義は次の通りである。第1に、2012年CIETAC仲裁規則の改正はCIETACが国際化を進展させていく方針を示すものである<sup>(24)</sup>。国際商事仲裁は紛争解決方法としての重要性を益々高めている。国際商事仲裁は国際訴訟との比較において手続に関する柔軟性や効率性及び秘密保持、更に承認執行などの優越性がある。国際取引の当事者が紛争解決方法を選択する場合に、これらの要素が注目されているからこそ、国際商事仲裁市場が広がっていくのである。そして、国際商事仲裁に関する共通理念を尊重するために仲裁規則を改正することは、仲裁機関及び当事者にとって双方向的なメリットがある。

---

(23) 2012年中国民法修正案第101条は、「利害関係人は、緊急な状況により直ちに保全を申立てをしない場合、その者の適法な権益につき補償することが困難である損害を生じるおそれのあるとき、訴訟を提起するあるいは仲裁の申立てをする前に、保全される財産の所在地、被申立人住所地又は事件に関する管轄権を有する人民法院に保全措置を採る申立てをすることができる。」と規定している。

(24) 例えば、2012年9月24日に、CIETACは中国国際経済貿易仲裁委員会香港仲裁センター (China International Economic and Trade Arbitration Commission Hong Kong Arbitration Center, 略称CIETACHKAC) が新たな分会として設置された。これは、2012年CIETAC仲裁規則を改正してから、CIETACが国際化へ進展していく方針の中でもう一つの大きいイベントであると思われる。具体的な情報は、以下のアクセス<http://cn.cietac.org/NewsFiles/NewsDetail.asp?NewsID=1186>(2012年12月9日最終確認)を参照。

第2に、上述の通りに、国際商事仲裁に関する中国の法制度は重要な課題を残している。現在の法制度を根本的に改正するまでに、仲裁環境を少しでも改善する方法としては、仲裁規則の改正しか残されていないかもしれない。

第3に、国際商事仲裁の隆盛が見られる時代背景の下で、CIETACにとってはチャンスがあると同時に、危機も存在している。中国本土では、国内仲裁機関が涉外事件を処理する能力の水準が急速に高まってきた。CIETACはこれらの仲裁機関との競争が激しくなることが考えられる。他方で、CIETACと他の国際仲裁機関との競争も避けられない。こうした内外の環境が大きく変化する中で、CIETACの競争力を強化することができるように2012年CIETAC仲裁規則の改正が行われた。今後、仲裁業界において、この改正はどこまで実効性があるかが注目されている。

[翻訳]

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則 (2012版)<sup>(25)</sup>

(中国国際貿易促進委員会/中国国際商会2012年2月3日改正・採択2012年5月1日施行)

第一章 総則

第一条 仲裁委員会

- (一) 中国国際経済貿易仲裁委員会（以下「仲裁委員会」という）は、旧名称を中国国際貿易促進委員会対外貿易仲裁委員会、その後の名称を中国国際貿易促進委員会対外経済貿易仲裁委員会といい、同時に、「中国国際商会仲裁院」の名称を使用する。
- (二) 当事者が、仲裁合意において、中国国際貿易促進委員会/中国国際商会により仲裁することとした場合、若しくは中国国際貿易促進委員会/中国国際商会の仲裁委員会又は仲裁院により仲裁することとした場合、又は仲裁委員会の旧名称を仲裁機関として使用した場合のいずれにおいても当事者は、中国国際経済貿易仲裁委員会により仲裁することに同意したものとみなす。

第二条 機構および職責

- (一) 仲裁委員会主任は、本規則が付与する職責を履行する。副主任は、主任の授権に基づき、主任の職責を履行することができる。
- (二) 仲裁委員会は、秘書局を設置し、仲裁委員会秘書長の指導の下で、仲裁委員会の日常業務を処理する責任を負い、かつ、本規則に定められた職責を履行する。
- (三) 仲裁委員会は北京に設置する。仲裁委員会は、深圳、上海、天津と

---

(25) 本規則の日本語訳に当たって、日本商事仲裁協会大阪事務所・事務局の小川新志氏に多くの時間を割いて内容について校閲をお引き受けいただいた。ここに記して、心よりの感謝の意を表する次第である。

重慶に分会又はセンターを設置する。仲裁委員会の分会/センターは仲裁委員会の支部であり、仲裁委員会の授権に基づき、仲裁の申立てを受け付け、かつ仲裁事件を管理する。

- (四) 仲裁委員会分会/センターは、秘書処を設置し、仲裁委員会分会/センター秘書長の指導の下で、分会センターの日常業務を処理する責任を負い、かつ本規則において仲裁委員会秘書局が履行するものとして定められた職責を履行する。
- (五) 仲裁委員会分会/センターが事件を管理する場合、分会/センター秘書長は、仲裁委員会秘書長の授権に基づき、本規則において仲裁委員会秘書長が履行するものとして定められた職責を履行する。
- (六) 当事者は、その紛争を、仲裁委員会又は仲裁委員会分会/センターによる仲裁に付することを合意することができる。仲裁委員会によって仲裁をすることに合意した場合、仲裁委員会秘書局は仲裁申立てを受け付け、かつ、事件を管理する。分会/センターによって仲裁をすることに合意した場合、その分会/センターの秘書処が仲裁申立てを受け付け、かつ、事件を管理する。合意された分会/センターが存在しない、又は当該合意が不明瞭である場合には、仲裁委員会秘書局が仲裁申立てを受け付け、かつ事件を管理する。争いがある場合は、仲裁委員会が決定する。
- (七) 仲裁委員会は条件を満たす都市および業界に連絡事務所を設置する。この事務所は仲裁委員会の支部であり、仲裁委員会の書面による授権に基づき関連業務を処理する。

### 第三条 管轄の範囲

- (一) 仲裁委員会は、当事者の合意に基づいて、契約に関連する、または、契約によらない経済貿易その他の紛争事件を受理する。
- (二) 前項の紛争事件には以下の事件が含まれる。
  - 1、国際又は涉外紛争事件；

2、香港特別行政区、マカオ特別行政区又は台湾地区にかかわる紛争事件；

3、国内紛争事件

#### 第四条 規則の適用

- (一) 本規則は、仲裁委員会及びその分会/センターに一元的に適用される。
- (二) 当事者は、紛争を仲裁委員会による仲裁に付する旨の合意をした場合、本規則に従い仲裁をすることに同意したものとみなす。
- (三) 当事者が、紛争を仲裁委員会による仲裁に付する旨の合意をする一方、本規則の内容に関して変更をすることに合意し、又は他の仲裁規則を適用することに合意した場合、その合意に従う。ただし、当該合意が実施できない場合、又は仲裁手続の準拠法の強行規定と抵触する場合はこの限りではない。当事者が他の仲裁規則を適用することに合意した場合、仲裁委員会は、その関連する管理職責を履行する。
- (四) 当事者が、本規則に従い仲裁をすることに合意したが、仲裁機関について合意をしていない場合、紛争を仲裁委員会による仲裁に付することに同意したものとみなす。
- (五) 当事者は仲裁委員会が制定した専門仲裁規則を適用することに合意した場合、その合意に従う。ただし、対象となる紛争が当該専門仲裁規則の適用範囲に属しない場合は、本規則を適用する。

#### 第五条 仲裁合意

- (一) 仲裁合意とは、当事者が契約において定める仲裁条項又はその他の方式で締結した仲裁に付する旨の書面による合意を指す。
- (二) 仲裁合意は書面形式を採らなければならない。書面形式には、契約書、書簡、電報、テレックス、ファクシミリ、電子データの交換及

び電子メール等の内容を有形的に表現できる形式が含まれる。仲裁申立書及び仲裁答弁書の交換において、一方の当事者が仲裁合意の存在を主張し、他方の当事者がこれを否認することを表明しない場合、書面による仲裁合意が存在するものとみなす。

- (三) 仲裁合意の準拠法において、仲裁合意の形式及び効力について定められた規定がある場合は、その規定に従う。
- (四) 契約に規定された仲裁条項は、契約に規定されたその他の条項と分離及び独立して存在する条項であるとみなされ、契約に付属する仲裁合意も、契約中のその他の条項と分離及び独立して存在する一部分であるとみなされる。契約の変更、解除、終了、譲渡、失効、無効、効力の未発生、取消し及び成立の有無は、仲裁条項又は仲裁合意の効力に一切影響を及ぼさない。

## 第六条 仲裁合意および/又は管轄権に対する異議

- (一) 仲裁委員会は、仲裁合意の存在、効力および仲裁事件の管轄権につき決定する権限を有する。仲裁委員会は、必要と認める場合、仲裁廷に授權をして管轄権につき決定をさせることもできる。
- (二) 仲裁委員会が、一応の証拠に基づき、仲裁委員会により仲裁を行う合意が存在すると認めた場合、この一応の証拠に基づき、仲裁委員会が管轄権を有するという決定をし、引き続き仲裁手続を進行することができる。仲裁委員会が、一応の証拠に基づいて出した管轄権についての決定は、仲裁廷が、審理の過程で発見した一応の証拠と一致しない事実及び/又は証拠に基づき、新たに管轄権の決定をすることを妨げるものではない。
- (三) 仲裁廷は、仲裁委員会の授權に基づいて管轄権について決定をする場合、この決定を、仲裁手続の進行中に独立して下すことができ、また仲裁判断において一括して下すこともできる。
- (四) 仲裁合意及び/又は仲裁事件の管轄権に問する当事者からの異議は、

仲裁廷による第 1 回開廷前に書面により申し立てられなければならない。書面審理の事件の場合、かかる異議は本案についての最初の答弁の前に申し立てられなければならない。

- (五) 仲裁合意及び/又は仲裁事件の管轄権に対する異議申立ては、仲裁手続の進行に影響を及ぼさない。
- (六) 上述の管轄権の異議及び/又は決定には、仲裁事件の主体となる資格についての異議及び/又は決定を含む。
- (七) 仲裁委員会又は仲裁委員会により授権がされた仲裁廷は、管轄権を有しないとの決定を下した場合、事件を取り消す決定をしなければならない。取り消す決定は、仲裁廷の構成前においては、仲裁委員会秘書長により下され、仲裁廷の構成後においては、仲裁廷により下される。

## 第七条 仲裁地

- (一) 当事者が仲裁地を合意した場合、その合意に従う。
- (二) 当事者が仲裁地を合意しない又は合意内容が不明瞭である場合は、事件を管理する仲裁委員会又はその分会/センターの所在地を仲裁地とする。仲裁委員会は、事件の具体的な状況に応じてその他の場所を仲裁地として定めることもできる。
- (三) 仲裁判断は仲裁地において下されたものとみなす。

## 第八条 送達及び期限

- (一) 仲裁に関する一切の文書、通知及び資料等は、手交、書留郵便、EMS、ファクシミリ又は仲裁委員会秘書局若しくは仲裁廷が適当と認めるその他の方式で送付することができる。
- (二) 上記の第 (一) 項に定められた仲裁文書は、当事者若しくはその仲裁代理人が自ら指定した宛先又は当事者が合意した宛先に送付しなければならない。当事者若しくはその仲裁代理人が宛先を指定しな

い又は当事者が宛先を合意していない場合、他方の当事者又はその仲裁代理人が指定した宛先に従って送付する。

- (三) 一方の当事者又はその仲裁代理人に対して送付する仲裁文書は、受取人に手交されたとき、若しくは受取人の営業所、登録地、住所、常居所又は通信先に送付されたとき、又は他方の当事者が合理的な調査を経ても前記のいずれの場所も探し出すことができない場合は、仲裁委員会秘書局が書留郵便、EMSまたは配達記録を提供できるその他のいずれかの手段によって、受取人の最後の知れたる営業所、登録地、住所、常居所又は通信先に配達されたときに、有効に送達されたものとみなす。
- (四) 本規則が定める期限は、仲裁委員会秘書局が当事者に対して送付した文書、通知及び資料等を当事者が受領した日、又は受領したであろう日の翌日から計算しなければならない。

## 第九条 誠実な協力

当事者及びその仲裁代理人は誠実に協力し、仲裁手続を進めなければならない。

## 第十条 異議申立権の放棄

一方の当事者が、本規則又は仲裁合意に規定されるいずれかの条項又は事情が遵守されていないことを知り、又は当然に知り得るべきであるにもかかわらず、仲裁手続に参加し、又は仲裁手続を引き続き行い、かつ遵守されていない状況に対して速やかに、かつ、明示的に書面により異議申立てをしない場合は、当該当事者は、その異議申立ての権利を放棄したものとみなす。

## 第二章 仲裁手続

### 第一節 仲裁の申立て、答弁及び反対請求

#### 第十一条 仲裁手続の開始

仲裁手続は、仲裁委員会秘書局が仲裁申立書を受領した日から開始する。

#### 第十二条 仲裁の申立て

当事者が本規則に従って仲裁の申立てをする場合、以下の規定によらなければならない。

(一) 申立人又は申立人が授権した代理人により署名され及び/又は押印された仲裁申立書を提出する。仲裁申立書には、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- 1、申立人及び被申立人の名称及び住所（郵便番号、電話、ファクシミリ及び電子メール又はその他の電磁的通信方式を含む。）
- 2、仲裁申立ての根拠となる仲裁合意
- 3、事件の内容及び紛争の要点
- 4、申立人の仲裁請求
- 5、仲裁請求の根拠となる事実及び理由

(二) 仲裁申立書を提出する際には、申立人の請求の根拠となる証拠資料及びその他の証明文書を添付する。

(三) 仲裁委員会が制定する仲裁費用表の規定に従って、仲裁費用を予納する。

#### 第十三条 事件の受理

(一) 仲裁委員会は、紛争が発生する前又は紛争が発生した後に当事者が締結した、紛争を仲裁委員会による仲裁に付する旨の仲裁合意及び一方の当事者の書面による申立てに従って、事件を受理する。

(二) 仲裁委員会秘書局は、申立人の仲裁申立書及びその付属文書を受領

した後、審査を経て、仲裁申立ての手続が完了したと認めた場合、仲裁通知、仲裁委員会の仲裁規則及び仲裁人名簿各1通を双方当事者に送付しなければならない。申立人の仲裁申立書及びその付属文書も、同時に被申立人に送付しなければならない。

- (三) 仲裁委員会秘書局は、審査を経て、仲裁申立ての手続が不完全であると認めた場合、申立人に一定の期限内に完了させるよう要求することができる。申立人が、所定の期限内に仲裁申立ての手続を完了することができない場合、申立人は仲裁申立てをしなかったものとみなす。仲裁委員会秘書局は、申立人の仲裁申立書及びその付属文書を保存しない。
- (四) 仲裁委員会が事件を受理した後、秘書局は、仲裁事件の手続の管理業務に協力する事件秘書1名を指定しなければならない。

#### 第十四条 答弁

- (一) 被申立人は、仲裁通知を受領した後45日以内に答弁書を提出しなければならない。被申立人において、答弁の提出期間を延長する正当な理由が確かに存在する場合、かかる申立てに対し、仲裁廷は、その期間を延長するか否かを決定する。仲裁廷構成前においては、仲裁委員会秘書局がかかる決定を下す。
- (二) 答弁書については、被申立人又は被申立人の代理人により署名及び/又は押印され、かつ、次に掲げる内容及び付属文書が含まれなければならない。
  - 1、被申立人の名称及び住所（郵便番号、電話、ファクシミリ、電子メール及び又はその他の電磁的通信方式を含む。）
  - 2、仲裁申立書に対する答弁及びその根拠となる事実及び理由
  - 3、答弁の根拠となる証拠資料及びその他の証明文書
- (三) 仲裁廷は、提出期限を過ぎた答弁書を受領するか否かを決定する権限を有する。

- (四) 被申立人が答弁書を提出しないことは、仲裁手続の進行に影響を及ぼさない。

## 第十五条 反対請求

- (一) 被申立人は、反対請求のある場合、仲裁通知を受領した後45日以内に書面により申し立てなければならない。被申立人が、正当な理由があることが確実な状況で反対請求を申し立てる期限を延長することを請求した場合、仲裁廷は、反対請求申立期限を延長するか否かを決定する。仲裁廷構成前においては、仲裁委員会秘書局がかかる決定を下す。
- (二) 被申立人は、反対請求を提出する際、その反対請求の申立書に、具体的な反対請求事項、その他の根拠となる事実及び理由を明記し、かつ、関連する証拠資料及びその他の証明文書を添付しなければならない。
- (三) 被申立人は、反対請求を提出する場合、仲裁委員会の制定する仲裁費用表に従って、所定の期間内に仲裁費用を予納しなければならない。被申立人が、所定の期間内に反対請求の仲裁費用を納付しない場合、反対請求の申立てを提出しなかったものとみなす。
- (四) 仲裁委員会秘書局は、被申立人の反対請求の手続が完了したと認めた場合、双方当事人に対して反対請求の受理通知を送付しなければならない。申立人は、反対請求の受理通知を受領した後30日以内に、被申立人に対し、反対請求に対する答弁を提出しなければならない。申立人が、正当な理由が確実に存在する状況において答弁を提出する期限を延長することを申し立てた場合、仲裁廷は、答弁の期限を延長するか否かを決定する。仲裁廷の構成前においては、仲裁委員会秘書局がかかる決定を下す。
- (五) 仲裁廷は、提出期限を過ぎた反対請求の申立書を受領するか否かを決定する権限を有する。

- (六) 申立人が、被申立人の反対請求に対して書面による答弁をしないことは、仲裁手続の進行に影響及ぼさない。

#### 第十六条 仲裁申立て又は反対請求の変更

申立人は、その仲裁申立てにつき変更の申立てをすることができ、被申立人も、その反対請求につき変更の申立てをすることができる。ただし、仲裁廷が、その変更申立ての時期が遅きに過ぎ、仲裁手続の正常な進行に影響を及ぼすと認める場合、その変更申立てを拒否することができる。

#### 第十七条 仲裁手続の併合

- (一) 一方の当事者の申立てがあり、かつ他の各当事者の同意がある場合、又は仲裁委員会が併合の必要があると認め、かつ各当事者の同意がある場合、仲裁委員会は、本規則に従って行われる2つ又は2つ以上の仲裁事件を併合して1つの事件として審理することを決定することができる。
- (二) 上記の第(一)項に基づいて仲裁手続の併合を決定するにあたって、仲裁委員会は、関連する仲裁事件の間の関連性を考慮しなければならない。当該関連性には、異なる仲裁事件の請求が同一の仲裁合意に基づいて提出されているか否か、異なる仲裁事件の当事者が同一であるか否か、及び異なる事件の仲裁人の選任又は指定の状況が含まれる。
- (三) 各当事者間に別段の合意がある場合を除き、併合の対象となる仲裁事件は、一番最初に仲裁手続が開始された仲裁事件に併合されなければならない。

#### 第十八条 仲裁文書の提出及び交換

- (一) 当事者の仲裁文書は仲裁委員会秘書局に提出しなければならない。
- (二) 仲裁手続中に送付又は転送する必要がある仲裁文書は、仲裁委員会

秘書局が仲裁廷及び当事者に送付又は転送する。ただし、当事者間に別段の合意があり、かつ仲裁廷の許可がある場合、又は仲裁廷の別段の決定がある場合はこの限りではない。

### 第十九条 仲裁文書の提出部数

当事者は、仲裁申立書、答弁書、反対請求の申立書及び証拠資料、その他の仲裁文書一式を5部提出しなければならない。複数当事者に関与する事件の場合、それに応じて部数を追加しなければならない。当事者が財産保全又は証拠保全の申立てを行う場合、それに応じて部数を追加しなければならない。仲裁廷の構成人数が1名の場合、それに応じて2部を減らさなければならない。

### 第二十条 仲裁代理人

当事者は、中国及び/又は外国の仲裁代理人に授權し、仲裁に関する事項を処理させることができる。当事者又はその仲裁代理人は、仲裁委員会秘書局に授權委任状を提出しなければならない。

### 第二十一条 保全及び暫定措置

- (一) 当事者が、中国の法律の規定に従って保全の申立てをする場合、仲裁委員会秘書局は、法律に基づき、当事者の保全の申立てを、当事者が明示した管轄権を有する人民法院に移送しなければならない。
- (二) 一方の当事者の申立てにより、仲裁廷は、適用される法律に従い、必要又は適当な暫定措置を取ることを決定することができ、かつ暫定措置の申立てをした一方当事者に適当な担保を提供させることを決定する権限を有する。仲裁廷は、暫定措置の決定を下す場合、手続命令又は中間判断の方式で下すことができる。

## 第二節 仲裁人及び仲裁廷

### 第二十二条 仲裁人の義務

仲裁人は、いずれの当事者を代表するものではなく、各当事者から独立し、各当事者を平等に扱わなければならない。

### 第二十三条 仲裁廷の人数

- (一) 仲裁廷は、1名又は3名の仲裁人により構成される。
- (二) 当事者に別段の合意がある場合、又は本規則に別段の規定がある場合を除き、仲裁廷は、3名の仲裁人により構成される。

### 第二十四条 仲裁人の選任又は指定

- (一) 仲裁委員会は、仲裁委員会及びその分会/センターに一元的に適用される仲裁人名簿を制定する。当事者は、仲裁委員会が制定した仲裁人名簿の中から、仲裁人を選任する。
- (二) 当事者間において、仲裁委員会の仲裁人名簿外から仲裁人を選任するという合意がある場合、当事者が選任した人物又は当事者間の合意に従い指定された人物は、仲裁委員会主任が法に基づいて確認をした場合に、仲裁人を担当することができる。

### 第二十五条 3人仲裁廷の構成

- (一) 申立人及び被申立人は、仲裁通知を受領した後15日以内に、それぞれ1名の仲裁人を選任し、又は仲裁委員会主任に指定を委任しなければならない。当事者が上記期間内に選任をしない場合、又は仲裁委員会主任に指定の委任をしない場合、仲裁委員会主任が仲裁人を指定する。
- (二) 第三仲裁人は、被申立人が仲裁通知を受領した後15日以内に当事者双方が共同で選任し、又は共同で仲裁委員会主任に指定を委任する。

第三仲裁人は仲裁廷の首席仲裁人となる。

- (三) 双方当事者は、各自 1 名から 5 名までを首席仲裁人候補者として推薦し、かつ上記の第 (二) 項の規定する期間に従って推薦名簿を提出することができる。当事者双方の推薦名簿の中に同一の候補者が 1 名いる場合、その候補者を、当事者双方が共同で選任した首席仲裁人とする。同一の候補者が 1 名以上いる場合、仲裁委員会主任が、事件の具体的な状況に基づいて同一の候補者の中から 1 名の首席仲裁人を確定し、当該首席仲裁人を当事者双方が共同で選任した首席仲裁人とする。推薦名簿の中に同一の候補者がいない場合、仲裁委員会主任が首席仲裁人を指定する。
- (四) 当事者双方が、上記の規定により共同で首席仲裁人を選任することができない場合、仲裁委員会主任が首席仲裁人を指定する。

## 第二十六条 単独仲裁廷の構成

仲裁廷が 1 名の仲裁人により構成される場合、本規則の第二十五条第 (二)、(三)、(四) 項に規定する手続に従い、当該単独仲裁人を選任又は指定する。

## 第二十七条 複数当事者の事件における仲裁廷の構成

- (一) 2 名又は 2 名以上の申立人及び/又は被申立人が当事者となっている仲裁事件においては、申立人側及び/又は被申立人側は、それぞれ協議をし、各側共同で一名の仲裁人を選任するか、又は共同で仲裁委員会主任に 1 名の仲裁人の指定を委任する。
- (二) 首席仲裁人又は単独仲裁人は、本規則第二十五条の第 (二)、(三)、(四) 項に規定する手続に従い、選任又は指定されなければならない。申立人側及び/又は被申立人側は、本規則の第二十五条第 (三) 項の規定に従い、首席仲裁人又は単独仲裁人を選任するときは、それぞれ共同で協議し、かつ各側が共同で作成した候補者名簿を提出

しなければならない。

- (三) 申立人側及び/又は被申立人側が仲裁通知を受領した後15日以内に各側共同で仲裁人を選任することができない場合、又は各側共同で仲裁委員会主任に1名の仲裁人の指定を委任することができない場合、仲裁委員会主任が仲裁廷の3名の仲裁人を指定し、かつその3名の仲裁人の中から首席仲裁人を担当する1名の仲裁人を確定する。

## 第二十八条 仲裁人を指定する際の考慮要素

仲裁委員会主任は、本規則の規定に従って仲裁人を指定する際には、紛争に適用される法律、仲裁地、仲裁言語、当事者の国籍及び仲裁委員会主任が考慮すべきと判断したその他の要素を考慮しなければならない。

## 第二十九条 開示

- (一) 選任又は指定された仲裁人は、声明書に署名をし、その公平性及び独立性に合理的な疑いを生じさせるおそれのあるあらゆる事実又は状況を開示しなければならない。
- (二) 仲裁手続中に開示すべき事実が生じた場合、仲裁人は、直ちに書面により開示しなければならない。
- (三) 仲裁人の声明書及び/又は開示した情報は仲裁委員会秘書局に提出され、かつ仲裁委員会秘書局はその文書を各当事者に送付しなければならない。

## 第三十条 仲裁人の忌避

- (一) 当事者は、仲裁人の声明書及び/又は開示書面を受領した後、仲裁人が開示した事実又は状況を理由として当該仲裁人の忌避を要求する場合、仲裁人の開示書面を受領した後10日以内に、書面で申し立てなければならない。期間を過ぎても忌避申立てをしない場合、仲裁人が既に開示した事由により、当該仲裁人の忌避の申立てをする

ことができない。

- (二) 当事者は、選任又は指定された仲裁人の公平性及び独立性に対して正当な理由のある疑いが生じたとき、書面により当該仲裁人の忌避を要求する申立てをすることができる。ただし、忌避申立ての根拠となる具体的な事実及び理由を説明し、かつ立証しなければならない。
- (三) 仲裁人に対する忌避申立ては、仲裁廷構成の通知を受領した後15日以内に、書面で提出しなければならない。この期間を過ぎた後に、忌避事由があることを知った場合は、忌避事由を知った後15日以内に申し立てることができる。ただし、最後の開廷期日の終結に遅れることはできない。
- (四) 当事者の忌避申立ては、直ちに、他方の当事者、忌避申立てがされた仲裁人及び仲裁廷のその他の構成員に送付されなければならない。
- (五) 一方の当事者が仲裁人の忌避申立てをし、他方の当事者がこれに同意をした場合、又は忌避申立てをされた仲裁人が当該仲裁事件の仲裁人を担当しないことを自ら申請した場合は、当該仲裁人は本件の審理を担当しない。上記の事情は、当事者の忌避申立てに理由があることを示すものではない。
- (六) 上記の第(五)項に規定する事由を除き、仲裁人を忌避するか否かは、仲裁委員会主任が終局的に決定し、かつ理由を説明しないことができる。
- (七) 仲裁委員会主任が仲裁人を忌避するか否かを決定するまでは、忌避申立てをされた仲裁人は、引き続き職責を履行しなければならない。

### 第三十一条 仲裁人の交代

- (一) 仲裁人が、法律上又は事実上その職責を履行できない場合、又は本規則の要求に従い若しくは本規則に規定された期間内に、尽力すべき職責を履行しない場合、仲裁委員会主任は、当該仲裁人の交替を

決定する権限を有する。当該仲裁人は、仲裁人を担当しないことを自ら申請することもできる。

- (二) 仲裁人を交代するか否かは、仲裁委員会主任が終局的に決定し、かつ理由を説明しないことができる。
- (三) 仲裁人が、忌避又は交代により職責を履行することができないとき、当該仲裁人を当初選任又は指定した方式及び期限に従い、代わりとなる仲裁人を選任し又は指定されなければならない。当事者が、当初の方式及び期限に従い、代わりとなる仲裁人を選任しない場合、仲裁委員会主任が代わりの仲裁人を指定する。
- (四) 仲裁人が改めて選任又は指定された後、仲裁廷は、従前の審理を改めて審理し直すか否か及び審理し直す範囲について決定する。

### 第三十二条 複数の仲裁人による仲裁手続の継続

最後の開廷期日が終結した後、3名の仲裁廷のうち1名の仲裁人が、死亡し又は除名された等の状況により合議に参加することができず、及び/又は判断を下すことができない場合、他の2名の仲裁人は、仲裁委員会主任に対し、第三十一条の規定に従い、当該仲裁人の交代を請求することができる。当事者双方の意見を聞き、かつ仲裁委員会主任の同意を得た後、当該2名の仲裁人は、仲裁手続を継続し、決定又は判断を下すことができる。仲裁委員会秘書局は、上記の状況を当事者双方に通知しなければならない。

## 第三節 審理

### 第三十三条 審理方式

- (一) 当事者に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷は、自ら適当であると認める方式に従い、事件を審理することができる。いかなる状況の下においても、仲裁廷は、公平及び公正に手続を進行し、当事者双方に陳述及び弁論を行う合理的な機会を与えなければならない。

- (二) 仲裁廷は、開廷して事件を審理しなければならない。ただし、当事者双方が合意し、かつ仲裁廷による同意がある場合、又は開廷審理をする必要がないと仲裁廷が認め、かつ当事者双方の同意を得た場合、仲裁廷は、書面のみに基づき審理を行うことができる。
- (三) 当事者に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷は、事件の具体的状況に基づき、尋問方式又は弁論方式を採用して事件を審理することができる。
- (四) 仲裁廷は、自ら適切であると認める場所で、自ら適当であると認める方式で合議をすることができる。
- (五) 当事者に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷は、必要があると認めるときは、手続命令を出し、質問書を出し、審理範囲書を作成し、開廷事前会議等を行うことができる。

### 第三十四条 開廷地

- (一) 当事者が開廷地を合意した場合、仲裁事件の審理の開廷は合意した場所で行われなければならない。ただし、本規則第七十二条第(三)項に規定する状況が生じた場合はこの限りではない。
- (二) 当事者に別段の合意がある場合を除き、仲裁委員会秘書局又はその分会/センター秘書処が管理する事件は、それぞれ北京又は分会/センターの所在地で開廷審理をしなければならない。仲裁廷が必要であると認める場合、仲裁委員会秘書長の同意を得て、その他の場所で開廷審理をすることもできる。

### 第三十五条 開廷通知

- (一) 開廷審理を行う事件については、仲裁廷は、第1回開廷期日を確定した後、開廷の20日前までに、当事者双方に開廷期日を通知しなければならない。当事者は、正当な理由がある場合、開廷期日の延期を申立てることができる。ただし、開廷通知を受領した後5日以内

に書面により延期申立てを提出しなければならない。期日を延期するか否かは、仲裁廷が決定する。

- (二) 当事者において、上記の第（一）項に規定する期間に従い開廷の延期申立てをすることができない正当な理由がある場合、その延期申立てを受理するか否かは仲裁廷が決定する。
- (三) 再びに開廷審理期日及び延期後の開廷審理期日の通知、並びにその延期申立てについては、上記の第（一）項に定める期間の制限を受けない。

### 第三十六条 秘密保持

- (一) 仲裁廷は事件審理を非公開で行う。当事者双方が審理の公開を要求した場合、審理を公開するか否かは仲裁廷が決定する。
- (二) 非公開で審理を行う事件においては、当事者双方及びその仲裁代理人、仲裁人、証人、通訳、仲裁廷が諮問する専門家及び指定する鑑定人並びにその他の関係者は、いずれも事件の本案及び手続に関連する状況を外部に漏らしてはならない。

### 第三十七条 当事者の欠席

- (一) 申立人が、正当な理由なく開廷時に出廷しない場合、又は審理開廷時に仲裁廷の許可を得ずに途中で退廷をした場合は、仲裁の申立てを取下げたものとみなすことができる。被申立人が反対請求を申し立てている場合、仲裁廷が反対請求につき審理を行い、かつ判断を下すことに影響を及ぼさない。
- (二) 被申立人が、正当な理由なく開廷時に出廷しない場合、又は審理開廷時に仲裁廷の許可を得ずに途中で退廷をした場合、仲裁廷は、被申立人欠席のままを行い、かつ判断を下すことができる。被申立人が反対請求を申し立てている場合は、反対請求を取下げたものとみなすことができる。

### 第三十八条 開廷審理の記録

- (一) 開廷審理を行う際、仲裁廷は、開廷審理の記録及び/又は録音・録画記録を作成することができる。仲裁廷は、必要があると認めるときは、開廷審理の要点を作成し、かつ当事者及び/又はその代理人、証人及び/又はその他の関係者に対して、開廷審理の記録又は開廷審理の要点に署名又は押印することを要求することができる。
- (二) 開廷審理の記録、開廷審理の要点及び録音・録画記録は、仲裁廷の調査の用に供される。

### 第三十九条 立証

- (一) 当事者は、その申立て、答弁及び反対請求につき、根拠となる事実について証拠を提出し、かかる事実を証明しなければならない。また、その主張、弁論及び抗弁の要点につき、根拠となる資料を提出しなければならない。
- (二) 仲裁廷は、当事者の証拠提出期限を定めることができる。当事者は、所定の期限までに証拠を提出しなければならない。期限を過ぎてから提出された証拠については、仲裁廷はこれを受理しないことができる。当事者は、立証期限内に証拠資料を提出することが著しく困難である場合、期限が到来する前に立証期限の延長を申請することができる。期限を延長するか否かは、仲裁廷が決定する。
- (三) 当事者が所定の期限までに証拠を提出することができない場合、又は証拠を提出したがその主張を証明するには足りない場合、立証責任を負う当事者は、それにより生じる結果について責任を負う。

### 第四十条 証拠に対する質疑

- (一) 開廷審理を行う事件においては、開廷時に証拠を提示しなければならない。当事者が証拠に対する質疑をすることができる。
- (二) 書面により審理される事件の証拠資料に対して、又は開廷後に提出

された証拠資料であって、かつ当事者が書面により質疑をすること  
に同意した証拠書類に対しては、当事者は、書面によって証拠に対  
する質疑をすることができる。書面によって証拠に対する質疑をす  
る場合、当事者は、仲裁廷が定めた期限までに書面により質疑につ  
いての意見を提出しなければならない。

#### 第四十一条 仲裁廷の職権調査

- (一) 仲裁廷は、必要であると認めるときは、自ら事実を調査し、証拠を  
収集することができる。
- (二) 仲裁廷が自ら事実を調査し、及び証拠を収集するときは、当事者に  
立会いをするよう通知をすることができる。通知にもかかわらず、  
一方又は双方の当事者が立ち会わないことは、仲裁廷が自ら事実を  
調査し、及び証拠を収集することに影響を及ぼさない。
- (三) 仲裁廷が自ら調査して収集した証拠については、当事者に交付した  
うえで、意見を提出する機会を当事者に与えなければならない。

#### 第四十二条 専門家報告及び鑑定報告

- (一) 仲裁廷は、事件における専門的な問題について、専門家に諮問し又  
は鑑定人を指定して鑑定させることができる。専門家及び鑑定人は、  
中国又は外国の機関又は自然人が担当することができる。
- (二) 仲裁廷は、当事者に対し、専門家及び鑑定人の閲読・審査、検査、  
又は鑑定に供するためのあらゆる関係資料、文書又は財産、物品を  
専門家又は鑑定人に提供又は開示することを要求する権限を有し、  
当事者も当該義務を負う。
- (三) 専門家報告及び鑑定報告の副本は、当事者に送付したうえで、当事  
者に意見を提出する機会を与えなければならない。いずれか一方の  
当事者が、専門家又は鑑定人に対して開廷に参加することを要求す  
る場合、仲裁廷の同意があることを条件に、専門家又は鑑定人は開

廷に参加しなければならない、かつ仲裁廷が必要であると認めるときは、自ら作成した報告について説明をしなければならない。

#### 第四十三条 手続停止

- (一) 当事者が、仲裁手続を停止するよう申立てをした場合、又はその他仲裁手続を停止することが必要な状況が生じた場合、仲裁手続を停止することができる。
- (二) 手続停止の原因が消滅した後、又は手続停止の期限が過ぎた後、仲裁手続は再開される。
- (三) 仲裁手続の停止及び再開については、仲裁廷が決定する。仲裁廷が構成される前においては、仲裁委員会秘書長が決定する。

#### 第四十四条 申立の取下げと事件の取消し

- (一) 当事者は、全ての仲裁申立て又は全ての仲裁反対請求の申立てを取下げることができる。申立人が全ての仲裁申立てを取下げるとは、仲裁廷が被申立人の反対請求の申立てについて審理および判断を行うことに影響を及ぼさない。被申立人が全ての仲裁反対請求の申立てを取下げるとは、仲裁廷が申立人の仲裁申立てについて審理及び判断を行うことに影響を及ぼさない。
- (二) 当事者自身の責めに帰すべき事由により仲裁手続を進行することができない場合、その申立ての取下げがあったものとみなすことができる。
- (三) 全ての仲裁申立て及び反対請求の申立てが取下げられた場合、事件の取消しとなる。仲裁廷が構成される前に事件の取消しをする場合、仲裁委員会秘書長がその取消しについての決定を下す。仲裁廷が構成された後、事件の取消しをする場合、仲裁廷が取消しについての決定を下す。
- (四) 上記の第（三）項及び本規則第六条第（七）項に規定する事件の取

消しの決定には、「中国国際経済貿易仲裁委員会」の印章を押捺しなければならない。

#### 第四十五条 仲裁と調停の結合

- (一) 当事者双方が調停を望む場合、又は一方の当事者が調停を望み、かつ仲裁廷を通じて他方当事者の同意を得た場合、仲裁廷は、仲裁手続の進行の過程において、その審理する事件について調停を行うことができる。当事者双方が自ら和解をすることもできる。
- (二) 仲裁廷は、当事者双方の同意を得た後、適当であると認める方式に従って調停を行うことができる。
- (三) 調停を行う過程において、一方の当事者が調停を終了させる旨の申し出をした場合、又は仲裁廷が調停を続けても和解成立の見込みがないと認めるとき、仲裁廷は調停を中止しなければならない。
- (四) 仲裁廷による調停を通じて和解が成立した場合、又は当事者双方が自ら和解をした場合、当事者双方は和解合意を締結しなければならない。
- (五) 調停を通じて又は当事者自らの交渉により和解合意が成立した場合、当事者は、仲裁申立て又は反対請求の申立てを取り下げることができる。当事者は、仲裁廷に対し、当事者間の和解合意の内容に基づく仲裁判断書又は調停書を作成するよう申立てることもできる。
- (六) 当事者が調停書の作成を申し立てる場合、調停書には、仲裁申立ての内容及び当事者間の書面による和解合意の内容を明記しなければならない。またこの調停書に仲裁人が署名し、かつ「中国国際経済貿易仲裁委員会」の印章を押捺して当事者双方に送達されなければならない。
- (七) 調停が不成功の場合、仲裁廷は、仲裁手続を継続し、かつ、仲裁判断を下さなければならない。
- (八) 当事者が調停を望んでいるものの、仲裁廷の下で調停をすることが

望ましくないと考える場合、当事者双方の同意を得て、仲裁委員会は、適当と考える方式及び手続によって当事者が調停を行うことを補佐することができる。

- (九) 調停が不成功の場合、いずれの当事者も、その後の仲裁手続、司法手続及びその他のいずれの手続においても、相手方当事者又は仲裁廷が調停の過程において表明した意見、述べた見解、提出した陳述、又は同意若しくは否定の意見若しくは主張を援用して、その請求、答弁又は反対請求の根拠とすることはできない。
- (十) 当事者は、仲裁手続開始の前に、自らの交渉により又は調停を通じて和解合意を締結した場合、仲裁委員会による仲裁による旨の仲裁合意及び和解合意を根拠として、仲裁委員会に対し、仲裁廷を構成し、和解合意の内容に基づいて仲裁判断を下すよう申し立てることができる。当事者に別段の合意がある場合を除き、仲裁委員会主任は1名の単独仲裁人を指定して仲裁廷を構成し、仲裁廷は、適当であると認める手続に従って審理を行い、かつ仲裁判断を下すこととする。具体的な手続及び期限については、本規則のその他の条項に定められた手続及び期限に関する制限を受けない。

### 第三章 仲裁判断

#### 第四十六条 仲裁判断をする期限

- (一) 仲裁廷は、その構成後6ヶ月以内に、判断書を作成しなければならない。
- (二) 仲裁廷の請求を経て、仲裁委員会秘書長が正当な理由及び必要性が確実に存在すると認める場合、当該期限を延長することができる。
- (三) 手続停止の期間は上記の第(一)項に規定する判断期限に算入しない。

#### 第四十七条 仲裁判断の作成

- (一) 仲裁廷は、事実及び契約上の合意に基づき、法律規定に従い、国際慣例を参考にしながら、公平かつ合理的に、独立かつ公正に判断を作成しなければならない。
- (二) 当事者が事件の実体判断に適用される法について合意した場合、その合意に従う。当事者に合意がない場合、又は合意が強行法規と抵触する場合、仲裁廷は事件の実体判断に適用される法を決定する。
- (三) 仲裁廷は、その仲裁判断書において、仲裁申立て、紛争に係る事実、判断理由、判断結果、仲裁費用の負担、並びに判断の時期及び場所を明記しなければならない。当事者が合意により、紛争に係る事実及び判断理由を明記しないこととした場合、又は当事者双方の和解合意の内容に基づき判断書を作成する場合、紛争に係る事実及び判断理由を明記しないことができる。仲裁廷は、判断書において、当事者が判断を履行する具体的な期限及び時期を過ぎても履行しない場合に負うべき責任について確定する権限を有する。
- (四) 判断書には「中国国際経済貿易仲裁委員会」の印章を押捺しなければならない。
- (五) 3名の仲裁人で構成される仲裁廷により審理される事件においては、全仲裁人又は多数の仲裁人の意見に基づいて仲裁判断を作成する。書面による仲裁人の少数意見については、これを添付しなければならない。かつ判断書の末尾に添付することができる。当該書面による意見は、判断書の一部を構成しない。
- (六) 仲裁廷が多数意見を形成することができない場合、仲裁判断は、首席仲裁人の意見に基づいて作成される。その他の仲裁人の書面による意見については、これを添付しなければならない。かつ判断書の末尾に添付することができる。当該書面による意見は、判断書の一部を構成しない
- (七) 首席仲裁人の意見又は単独仲裁人の意見に基づき判断を作成し、か

つその署名をする場合を除き、仲裁判断書は、多数意見を構成する仲裁人が署名をしなければならない。異なる意見を持つ仲裁人は、判断書に署名することもでき、署名しないこともできる。

- (八) 仲裁判断書の作成日は、仲裁判断の法的効力が発生する日とする。
- (九) 仲裁判断は、終局的なものであり、当事者双方のいずれに対しても拘束力を有する。いずれの当事者も人民法院に提訴してはならず、その他のいかなる機関に対しても仲裁判断を変更する旨の申立てをすることができない。

#### 第四十八条 部分的判断

- (一) 仲裁廷が必要であると認める場合、又は当事者の申立てに基づき仲裁廷が同意をした場合、仲裁廷は、最終判断をする前に、当事者から申立てのある事項について部分的判断をすることができる。部分的判断は終局的なものであり、当事者双方のいずれに対しても拘束力を有する。
- (二) 一方の当事者が部分的判断を履行しないことは、仲裁手続の進行に影響を及ぼさず、仲裁廷が最終判断をすることにも影響を及ぼさない。

#### 第四十九条 仲裁判断書の草案の閲読・審査

仲裁廷は、仲裁判断書に署名をする前に、仲裁判断書の草案を仲裁委員会に提出し、その閲読・審査を経なければならない。仲裁廷による判断の独立性に影響を及ぼさない限りにおいて、仲裁委員会は、判断書に関係する問題につき、仲裁廷に注意を促すことができる。

#### 第五十条 費用負担

- (一) 仲裁廷は、仲裁判断書において、当事者が最終的に仲裁委員会に対して支払うべき仲裁費用及びその他の費用を決定する権限を有する。

- (二) 仲裁廷は、事件の具体的な状況に基づき、仲裁判断書において、勝訴者側が事件処理のために支出した合理的な費用を敗訴者側が補償するよう決定する権限を有する。仲裁廷は、勝訴側が事件処理のために支出したかかる合理的な費用を敗訴側に補償させることが適当か否かを決定するにあたっては、事件の判断結果、複雑さの程度、勝訴側当事者及び/又は代理人の実際の業務量及び事件の係争金額等の要素を、具体的に考慮しなければならない。

#### 第五十一条 仲裁判断書の訂正

- (一) 仲裁廷は、判断書を送付した後の合理的な時間内において、判断書の中の記入、タイポ、計算上の誤り又はその他の類似した誤りにつき、自ら書面により訂正することができる。
- (二) いずれの当事者も、判断書を受領した後30日以内に、判断書の中の記入、タイポ、計算上の誤り又はその他の類似した誤りについて、仲裁廷に対して、書面により訂正の申立てをすることができる。明らかな誤りがある場合、仲裁廷は、書面による申立てを受領した後30日以内に、書面により訂正をしなければならない。
- (三) 上記の書面による訂正は仲裁判断書の一部を構成し、かかる訂正については、本規則の第四十七条第(四)項ないし第(九)項までの規定を適用しなければならない。

#### 第五十二条 追加的判断

- (一) 仲裁判断書において判断事項の脱漏がある場合、仲裁廷は、仲裁判断書を送付した後の合理的な時間内において、自ら追加的判断をすることができる。
- (二) いずれの当事者も、仲裁判断書を受領した後30日以内に、仲裁廷に対し、仲裁判断書において脱漏した事項について追加的判断をすることを書面により申し立てることができる。判断事項に明らかな脱

漏がある場合、仲裁廷は、上記の書面による申立てを受領した後30日以内に追加的判断をしなければならない。

- (三) 当該追加的判断は仲裁判断書の一部を構成し、かかる追加的判断については本規則の第四十七条第(四)項ないし第(九)項までの規定を適用しなければならない。

### 第五十三条 仲裁判断の履行

- (一) 当事者は、仲裁判断書に明記された期限に従って、仲裁判断を履行しなければならない。仲裁判断書に履行期限が明記されていない場合は、直ちに仲裁判断を履行しなければならない。
- (二) 一方の当事者が判断を履行しない場合、他方の当事者は、法の規定に基づき、管轄権を有する人民法院に執行の申立てをすることができる。

## 第四章 簡易手続

### 第五十四条 簡易手続の適用

- (一) 当事者に別段の合意がある場合を除き、紛争金額が200万元を超えない場合、又は紛争金額が200万元を超える事件であっても、一方の当事者が書面により申立てをし、かつ他方の当事者の書面による同意を得た場合は、いずれも簡易手続を適用する。
- (二) 紛争金額がない場合、又は紛争金額が明確でない場合、仲裁委員会は、事件の複雑さ及び請求に係る利益の大小、その他の関連する要素を総合的に考慮し、簡易手続を適用するか否かを決定する。

### 第五十五条 仲裁通知

申立人が仲裁の申立てを行い、審査の結果かかる申立てを受理することができる、かつ簡易手続を適用できる場合、仲裁委員会秘書局は、当事者双方に

仲裁通知を発送しなければならない。

### **第五十六条 仲裁廷の構成**

当事者に別段の合意がある場合を除き、簡易手続が適用される事件においては、本規則の第二十六条の規定に従い、単独仲裁人による仲裁廷を成立させて事件を審理する。

### **第五十七条 答弁及び反対請求**

- (一) 被申立人は、仲裁通知を受領した後20日以内に、答弁書及び証拠資料、その他の証明文書を提出しなければならない。反対請求がある場合、この期限内に反対請求の申立書及び証拠資料、その他の証明文書も提出しなければならない。
- (二) 申立人は、反対請求の申立書及びその付属文書を受領した後20日以内に、被申立人の反対請求に対する答弁を提出しなければならない。
- (三) 上記の期間を延長する旨の申立てを行う正当な理由が確実に当事者に存在する場合、延長するか否かは仲裁廷が決定する。仲裁廷構成前においては、仲裁委員会秘書局が決定する。

### **第五十八条 審理の方式**

仲裁廷は、適当と認める方式に従い、事件を審理することができる。当事者が提出した書面資料及び証拠のみに基づき書面のみによる審理をすること、又は開廷審理を行うことも決定することができる。

### **第五十九条 開廷通知**

- (一) 開廷審理を行う事件において、仲裁廷は、第1回の開廷期日を確定した後、開廷の15日前までに開廷期日を当事者双方に通知しなければならない。正当な理由がある場合、当事者は、開廷の延期を申し立てることができる。ただし、開廷通知を受領した後3日以内に書

面により延期の申立てをしなければならない。延期をするか否かについては、仲裁廷が決定する。

- (二) 上記の第(一)項に規定する期間に従って開廷の延期を求める申立てをすることができない正当な理由が当事者に確実にある場合、その延期の申立てを受理するか否かは、仲裁廷が決定する。
- (三) 再びに開廷審理期日及び延期後の開廷審理期日の通知及びその延期の申立てについては、上記の第(一)項の中の期限の制限を受けない。

#### 第六十条 仲裁判断書の作成期限

- (一) 仲裁廷は、その構成後3ヶ月以内に判断書を作成しなければならない。
- (二) 仲裁廷の請求により、仲裁委員会秘書長が、正当な理由及び必要性が確実存在すると認める場合、当該期限を延長することができる。
- (三) 手続停止の期間は上記の第(一)項に規定する判断期限に算入しない。

#### 第六十一条 手続の変更

仲裁申立ての変更又は反対請求の申立ては、簡易手続のその後の進行に影響を及ぼさない。変更後の仲裁申立ての紛争金額又は反対請求申立ての紛争金額が200万人民元を超える場合、当事者に別段の合意がある場合、又は仲裁廷が通常の手続に変更する必要があると認める場合を除き、簡易手続を継続して適用する。

#### 第六十二条 本規則のその他の条項の適用

本章に規定されていない事項については、本規則のその他の各章の関連規定を適用する。

## 第五章 国内仲裁の特別規定

### 第六十三条 本章の適用

- (一) 国内仲裁事件については、本章の規定を適用する。
- (二) 本規則の第五十四条の規定に該当する国内仲裁事件については、第四章の簡易手続の規定を適用する。

### 第六十四条 事件の受理

- (一) 仲裁申立書を受領した後、仲裁申立てが本規則の第十三条に規定する受理の条件に合致すると仲裁委員会が認める場合、仲裁委員会秘書局は、5日以内に当事者に通知しなければならない。受理の条件に合致しないと認める場合は、当事者に対し、受理できないことを書面により通知し、かつ理由を説明しなければならない。
- (二) 仲裁申立書を受領した後、仲裁委員会秘書局は、その審査により仲裁の申立てが本規則の第十二条の規定に合致しないと認める場合、当事者に対して、所定の期間内に追完するよう要求することができる。

### 第六十五条 仲裁廷の構成

仲裁廷は、本規則の第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条の規定に従って構成されなければならない。

### 第六十六条 答弁及び反対請求

- (一) 被申立人は、仲裁通知を受領した後20日以内に、答弁書及び根拠となる証拠資料、その他の証明文書を提出しなければならない。反対請求の申立てがある場合、この期限内に反対請求の申立書及び根拠となる証拠資料、その他の証明文書を提出しなければならない。
- (二) 申立人は、反対請求の申立書及びその付属文書を受領した後20日以

内に、被申立人の反対請求に対して答弁を提出しなければならない。

- (三) 上記期間の延長を求める申立てをする正当な理由が当事者に確実に存在する場合、延長するか否かは仲裁廷が決定する。仲裁廷が構成される前においては、仲裁委員会秘書局が決定する。

### 第六十七条 開廷通知

- (一) 開廷審理を行う事件において、仲裁廷は、第1回の開廷期日を確定した後、開廷の15日前までに開廷期日を当事者双方に通知しなければならない。正当な理由のある場合、当事者は開廷の延期を申し立てることができる。ただし、開廷通知を受領した後3日以内に書面により延期の申立てを提出しなければならない。延期をするか否かは、仲裁廷が決定する。
- (二) 上記の第(一)項に規定する期限に従って当事者が開廷の延期を求める申立てを提出することができない正当な理由が確実に存在する場合、その延期の申立てを受理するか否かは、仲裁廷が決定する。
- (三) 再びに開廷審理期日及び延期後の開廷審理期日の通知及びその延期申立ては、上記の第(一)項中の期限の制限を受けない。

### 第六十八条 開廷審理の記録

- (一) 仲裁廷は、開廷の状況を記録しなければならない。当事者及びその他の仲裁関係者は、自己の陳述の記録に脱漏もしくは誤りがある場合、その補正を申し立てることができる。仲裁廷がその補正に同意しない場合、当該申立てを記録しなければならない。
- (二) 開廷審理の記録には、仲裁人、記録者、当事者及びその他の仲裁関係者が署名又は押印をする。

### 第六十九条 仲裁判断書の作成期限

- (一) 仲裁廷は、その構成後4ヶ月以内に仲裁判断書を作成しなければな

らない。

- (二) 仲裁廷の請求により、仲裁委員会秘書長は、正当な理由及び必要性が確実に存在すると認める場合、当該期限を延長することができる。
- (三) 手続停止の期間は上記の第（一）項に規定する判断期限に算入しない。

## 第七十条 本規則のその他の条項の適用

本章に規定されていない事項については、本規則のその他の各章の関連規定を適用する。

## 第六章 附則

### 第七十一条 仲裁言語

- (一) 当事者に仲裁言語の合意がある場合は、その合意に従う。当事者の合意がない場合、仲裁手続においては中国語を仲裁言語とするか、又は仲裁委員会は、事件の具体的な状況に鑑みてその他の言語を仲裁言語として確定する。
- (二) 仲裁廷が開廷審理を行う際、当事者又は代理人、証人が通訳を必要とする場合、仲裁委員会秘書局は通訳者を提供することができ、当事者自らも通訳者を提供することもできる。
- (三) 当事者が提出する各種文書及び証明資料は、仲裁廷又は仲裁委員会秘書局が必要と認めるときは、当事者に対して、それに対応する中国語の翻訳文又はその他の言語の翻訳文を提供することを要求することができる。

### 第七十二条 仲裁費用及び実費

- (一) 仲裁委員会は、その制定する仲裁費用表に従って、当事者から仲裁費用を収受するほか、別途合理的な実費を当事者から収受すること

ができる。かかる実費には、仲裁人の事件処理に対する特別の報酬、出張旅費、食費及び宿泊費、並びに仲裁廷が招聘した専門家、鑑定人及び通訳などの費用が含まれる。

- (二) 当事者は、仲裁委員会の定めた期間内に、自ら選任した仲裁人が支出する必要がある出張旅費、食費及び宿泊費などの実費を予納しない場合、仲裁人を選任しなかったものとみなす。
- (三) 当事者は、仲裁委員会又はその分会/センターの所在地以外の場所で開廷することに合意した場合、それによって生ずる出張旅費、食費及び宿泊費などの実費を予納しなければならない。当事者が、仲裁委員会の定めた期間内に関連する実費を予納しない場合、仲裁委員会又はその分会/センターの所在地で開廷しなければならない。
- (四) 当事者が、2つ又は2つ以上の言語を仲裁言語とすることを合意した場合、又は本規則の第五十四条の規定に基づき簡易手続が適用される事件において3名の仲裁廷により審理することに当事者が合意をした場合、仲裁委員会は、別途合理的な費用を当事者から収受することができる。

### 第七十三条 規則の解釈

- (一) 本規則の条文の標題は、条文の意味の解釈に用いない。
- (二) 本規則の解釈は、仲裁委員会が行う。

### 第七十四条 規則の施行

本規則は、2012年5月1日から施行する。本規則の施行前に仲裁委員会秘書局及びその分会/センター秘書処が管理した事件については、事件を受理した当時に適用される仲裁規則を適用する。当事者双方が同意する場合は、本規則を適用することもできる。